

交渉！

2021年度「大綱」提示される！



立花課長と古賀委員長

市教組は現在、「確定期に向けた要求書」を柱に、任命権者である教育委員会との交渉を積み上げているところです。10月26日に当局より「大綱」が提示され、それを受けさらに交渉を重ねています。

【令和3年度小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与改定等の大綱について】

令和3年度の給与改定等については、次のとおり実施する。

I 教職員の不妊治療のための休暇の新設

1 休暇の内容

(1) 取得要件 **教職員が不妊治療を受けるため**、勤務しないことが相当であると認められる場合

(2) 承認の期間

一休暇年度に5日の範囲内とする。ただし、体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、更に5日を加えた範囲内とする。

(3) 付与単位

1日、半日又は1時間単位とし、年次休暇の取扱いに準じる。ただし、1時間単位の休暇は5日の範囲を超えて取得できるものとする。

(4) 給与の取扱い 有給とする。

2 会計年度任用職員の取扱い **会計年度任用職員についても、同様の取扱いとする。**

3 実施時期 令和4年4月1日とする。

II 早期希望退職の実施

1 実施時期 令和3年度

2 退職期日 令和4年3月31日

3 対象者 正規教職員のうち、退職日現在45歳以上57歳未満の者

4 退職手当の特例措置

早期希望退職に応募し認定を受けた教職員の退職手当について、次の特例措置を講ずる。

(1) 定年退職手当率の適用年齢を45歳に引き下げる。

(2) 勤続期間20年以上の教職員について退職手当の加算を行う。加算は、退職時の年齢が45歳の者を45%とし、以後1年につき3%の割合で逡減し、56歳の者で12%とする。

5 応募に対する認定方法

実施要綱により募集期間その他応募に係る手続きを周知し、期間中になされた応募に対して、不認定事由に該当する場合を除き認定を行う。

ただし、認定後に失効事由に該当した場合は、認定の効力を失う。

III 会計年度任用職員の勤務条件に係る改定時期

1 会計年度任用職員の給料、報酬、期末手当、休暇等の勤務条件に係る改定等については、原則として翌年度4月1日から適用することとする。

2 実施時期 令和3年度からとする。

IV 会計年度任用職員の特別休暇の新設及び改正

1 「職員の出産」の改正

(1) 給与又は報酬の取扱い 有給とする。

2 「配偶者等の出産」の新設

(1) 取得要件

職員の配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合

(2) 承認の期間

職員の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から、当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日の範囲内とする。

(3) 付与単位 1日、半日又は1時間単位とし、年次休暇の取扱いに準じる。

(4) 給与又は報酬の取扱い 有給とする。

3 「職員の育児参加」の新設

(1) 取得要件

職員の配偶者等が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(2) 承認の期間 一の産前産後期間において5日の範囲内とする。

(3) 付与単位 1日、半日又は1時間単位とし、年次休暇の取扱いに準じる。

(4) 給与又は報酬の取扱い 有給とする。

4 実施時期 令和4年4月1日とする。

V 正規教職員等の令和3年度冬季及び令和4年度夏季の期末・勤勉手当

1 令和3年度冬季の期末・勤勉手当について

(1) 再任用教職員以外の教職員等

期末手当 基準月収の1.125月分の額

勤勉手当 基準月収の0.95月分の額

合計 基準月収の2.075月分の額

(2) 再任用教職員

期末手当 基準月収の0.625月分の額

勤勉手当 基準月収の0.45月分の額

合計 基準月収の1.075月分の額

(3) 支給日 令和3年12月10日(金)

2 令和4年度夏季の期末・勤勉手当について

(1) 再任用教職員以外の教職員等

期末手当 基準月収の1.20月分の額

勤勉手当 基準月収の0.95月分の額

合計 基準月収の2.15月分の額

(2) 再任用教職員

期末手当 基準月収の0.675月分の額

勤勉手当 基準月収の0.45月分の額

合計 基準月収の1.125月分の額

(3) 支給日 令和4年6月30日(木)

VI 会計年度任用職員の令和3年度冬季及び令和4年度の期末手当

1 令和3年度冬季の期末手当について

(1) 基準月収の1.275月分の額

(2) 支給日 令和3年12月10日(金)

2 令和4年度夏季の期末手当について

(1) 基準月収の1.20月分の額

(2) 支給日 令和4年6月30日(木)

3 令和4年度冬季の期末手当について

(1) 基準月収の1.20月分の額

(2) 支給日 正規教職員に準じる。



当局と交渉を重ねる組合執行部

組合が「要求」していた「不妊治療」については、これまでは「病気休暇」として取得していたのですが、「不妊治療のための休暇」が新設されました。会計年度任用職員の権利も拡大しましたが、さらに交渉を重ねていきます。

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！

///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1

E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL(093)953-0381



